

阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業について

1. 事業概要

対象施設等を日常的に利用する満3歳以上の小学校就学前幼児の保護者に対して、保護者が施設等に支払った利用料の一部(上限2万5千7百円/月)を後日、保護者からの申請に基づき、阿南市より保護者へ給付金として支給します。

※ 本給付金の対象となるのは、阿南市に住民登録のある幼児のみです。他市町村の幼児は、本市の給付制度の対象となりません。同様の制度があるかは、住民登録のある市町村へお問い合わせください。

2. 対象施設等の要件

下記の要件すべてに合致する施設(活動)で、本市の基準適合審査により、対象施設等として本市より決定を受けた施設(活動)を対象とします。

- ① 阿南市内に設置されている施設等であること
- ② 標準的な開所時間(対象年齢の全ての幼児が通う時間)がおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること
- ③ 保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業として認可を受けた施設等でないこと
- ④ 企業主導型保育事業として設置された施設でないこと
- ⑤ 特定子ども・子育て支援施設等(一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援活動事業)でないこと
- ⑥ 別表に定める基準をすべて満たすこと

3. 基準適合審査

下記の書類を揃えて申請してください。審査後、結果をお知らせします。

【提出書類】

- ① 阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(様式第1号)
- ② 阿南市多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書(様式第1号 付表)
- ③ その他添付資料

・利用案内、パンフレット等(利用料が分かるものは当該年度分とは別に過去3か年分が必要。

※施設等設置から3年に満たない場合は不要

・年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し

・有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等

・保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等

・施設の平面図

・運営状況報告

4. 対象幼児

本市の住民のうち、対象施設をおおむね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍しており、次のいずれにも該当する満3歳以上の小学校就学前の幼児をいいます。

- (1) 子どものための教育・保育給付を受けていない者
- (2) 企業主導型保育事業を利用していない者

5. 保護者への給付金支給

- ・給付金は保護者の申請に基づき、阿南市より保護者へ直接支給します。
- ・対象となる幼児の条件に当てはまることを確認の上、支給申請書兼請求書(様式第4号)に必要事項を記入して、提出してください。
- ・給付金の申請・支給はおおむね6か月ごとの予定です。

利用期間	支給申請書の提出期限
4月～9月	10月31日
10月～3月	3月31日

6. 提出先・問い合わせ先

〒:774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市保健福祉部こども課
TEL:0884-22-1593

別表

項目	対象施設等の適合基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数	<p>集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児はおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児はおおむね30人につき1人以上であること。ただし、施設等につき2人を下回ってはならないこと。</p>
2. 集団活動に従事する者の資格	<p>集団活動に従事する者のおおむね3分の1(集団活動に従事する者が2人の施設等にあつては、1人)以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師を含む。)の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の長をいう。)、中核市長(同法第252条の22第1項に規定する中核市の長をいう。))若しくは児童相談所設置市長(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市の長をいう。)(以下「都道府県知事等」という。))が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。))その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。)であること。</p>
3. 設備(有する場合)	<p>(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備)及び便所(手洗い設備を含む。)があること。 (2) 集団活動室の面積がおおむね幼児1人当たり1.65㎡以上であること又は自然体験活動ができる場所が園庭以外にあること。 (3) 必要な遊具、用品等を備えること。</p>
4. 非常災害に対する措置	<p>(1) 建物がある場合 ア 消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備が設けられていること。 イ 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 ウ 集団活動室を2階に置く場合には、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物(以下「耐火建築物」という。))又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(以下「準耐火建築物」という。))、3階以上に置く場合には耐火建築物とすること。 なお、集団活動室を2階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、アに規定する設備の設置及びイに規定する訓練に特に留意すること。 (2) 建物がない場合 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること</p>
5. 集団活動の内容	<p>(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいて実施していること。</p>
6. 給食(提供する場合)	<p>(1) 幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。 (2) 地産地消に配慮した食材確保を行うこと。</p>

項 目	対象施設等の適合基準の内容
7.健康管理・安全確保	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。 (2) 自動体外式除細動器(AED)を設置し、管理していること。 (3) 川や海などの水辺で活動をする場合、ライフジャケット等を着用すること。
8.利用者への情報提供	<p>活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行うこと。</p>
9.備える帳簿	<p>職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。</p>
10.会計処理	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財政及び経営状況について、真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。